

第11回総務省行政事業レビュー外部有識者会合

令和4年3月18日

[次第]

- 1 令和3年度分総務省行政事業レビューシートの追加作成について
- 2 「特別定額給付金給付に必要な経費」事業に係る説明及び審議（座長所見案を題材として）

【資料】

- 1 令和3年度分総務省行政事業レビューシートの追加作成要領
- 2 行政事業レビューシート（案）
- 3 補足説明資料
- 4 座長所見案

総務省行政事業レビュー
推進チーム事務局

令和3年度分総務省行政事業レビューシート
の追加作成要領について

今般、「特別定額給付金給付に必要な経費」事業について、下記の「行政事業レビューシートの追加作成要領」により、外部有識者によるレビューを実施し、レビューシートの追加作成を行うこととします。

○行政事業レビューシートの追加作成要領

- ・ 概要 「特別定額給付金給付に必要な経費」事業について、将来の教訓となるべく事後検証を行うため、行政事業レビューシートの追加作成を行う。
- ・ 点検者 (総務省外部有識者)
 - 北大路信郷 明治大学名誉教授
(株)政策情報システム研究所 代表取締役所長
 - 有川 博 日本大学総合科学研究所客員教授
 - 楠 茂樹 上智大学法学部国際関係法学科教授
 - 高木聡一郎 東京大学大学院情報学環准教授
 - 西出 順郎 明治大学専門職大学院ガバナンス研究科教授
- ・ 作成方法 事業所管部局(自治行政局地域政策課)において、事後検証に有用と考えられる指標等をもとに作成を行ったレビューシート(案)について、総務省外部有識者による点検を実施する。

具体的には、事業所管部局から、各有識者にレビューシート記載内容等を本会合において説明。点検結果について、後日、メールにて持ち回り審議の上、レビューシートに記載する所見の取りまとめを行う。

- ・ 審議日程 3月18日（金） ○WEB会議において、レビューシート記載内容及び座長作成の所見案の説明、審議

- 3月24日（木） ○メールにて最終所見案に対する意見照会
～3月28日（月）
- 3月29日（火） 目途 ○最終決定
※外部有識者会合終了

事業番号 2021 - 総務 - 20 - 0191

令和3年度行政事業レビューシート (総務省)

事業名	特別定額給付金給付に必要な経費			担当部局庁	自治行政局	作成責任者		
事業開始年度	令和2年度	事業終了 (予定) 年度	令和2年度	担当課室	地域政策課	課長 杉田 憲英		
会計区分	一般会計							
根拠法令 (具体的な 条項も記載)				関係する 計画、通知等	・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月20日閣議決定) ・特別定額給付金給付事業費補助金交付要綱(令和2年4月30日/令和2年8月4日改訂/令和2年8月18日改訂) ・特別定額給付金給付事務費補助金交付要綱(令和2年4月30日/令和2年8月4日改訂/令和2年8月18日改訂)			
主要政策・施策				主要経費	その他の事項経費			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、(中略)人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。(別紙参照) ・給付対象者:基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている者(受給権者は、その者の属する世帯の世帯主) ・給付額:給付対象者1人につき10万円 ・実施主体:市区町村 ・補助率:10/10 ※給付金の申請は郵送申請方式及びオンライン申請方式を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。							
実施方法	委託・請負、補助							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求	
		補正予算	-	-	12,880,293	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	0	0	12,880,293	0	0	
	執行額	0	0	12,772,383	-	-		
	執行率(%)	-	-	99%	-	-		
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	-	-	99%	-	-			
令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由				
	-	-	-					
	-	-	-					
	-	-	-					
	-	-	-					
	その他	#VALUE!	#VALUE!					
	計	-	-					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-
	目標値	-	-	-	-	-		
	達成度	%	-	-	-	-		
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)								

成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							チェック			
定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と平成30～令和2年度の達成状況・実績						
	<p>本事業は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、(中略)人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという困難を克服しなければならない」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に一人あたり10万円を給付することとしたものであり、このような政策目的に鑑みれば、定量的な目標の設定になじまないため。</p>			<p>「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、(中略)人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという困難を克服しなければならない」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを成果目標とする。</p> <p>令和2年度において、各市区町村が支給対象者に対し迅速に支給できるよう、市区町村からの交付申請等に応じ、随時交付決定等を行った。</p>						
定量的な成果目標の設定が困難な場合	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 2 年度
			特別定額給付金の給付金額	実績	億円	-	-	126,676	-	126,676
			※実績欄には年度末時点での各市区町村における給付金額(各市区町村において実際に給付を行ったとして国に報告された金額)を記載 ※目標値欄には年度末時点での各市区町村における給付予定金額(申請がなされなかったものも含め、各市区町村における給付対象者すべてに特別定額給付金を給付した場合として国に報告された金額)の合計を記載	目標値	億円	-	-	127,068	-	127,068
			達成度	%	-	-	99.7	-	99.7	
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 2 年度	
		給付世帯数	実績	万世帯	-	-	5,915	-	5,915	
		※目標値欄には年度末時点での各市区町村における給付対象世帯数を記載	目標値	万世帯	-	-	5,949	-	5,949	
		達成度	%	-	-	99.4	-	99.4		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標				単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 活動見込	4年度 活動見込
	特別定額給付金給付事業が実施された市区町村数			活動実績	市区町村	-	-	1,741	-	-
	※特別定額給付金給付事業費補助金を交付した市区町村数			当初見込み	市区町村	-	-	1,741	-	-
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標				単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 活動見込	4年度 活動見込
	特別定額給付金の給付金額			活動実績	億円	-	-	126,676	-	-
	※実績欄には年度末時点での各市区町村における給付金額(各市区町村において実際に給付を行ったとして国に報告された金額)を記載 ※目標値欄には年度末時点での各市区町村における給付予定金額(申請がなされなかったものも含め、各市区町村における給付対象者すべてに特別定額給付金を給付した場合として国に報告された金額)を記載			当初見込み	億円	-	-	127,068	-	-
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標				単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 活動見込	4年度 活動見込
	特別定額給付金の給付世帯数			活動実績	万世帯	-	-	5,915	-	-
	※目標値欄には年度末時点での各市区町村における給付対象世帯数を記載			当初見込み	万世帯	-	-	5,949	-	-
単位当たりコスト	算出根拠				単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	
	特別定額給付金給付事業助成費執行額/特別定額給付金受給者数(特別定額給付金給付事業費補助金執行額を1人あたり給付額(100,000円)で除して算出)			単位当たりコスト	円/人	-	-	100,729	-	
				計算式	百万円/百万人	-	-	12,772.383/126.8	-	

政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	—							
	施策	—							
	測定指標	定量的指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 — 年度	目標年度 — 年度
		実績値	—	—	—	—	—	—	—
		目標値	—	—	—	—	—	—	—
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	—								
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 — 年度	2年度	3年度	中間目標 — 年度	目標最終年度 — 年度
			成果実績	—	—	—	—	—	—
			目標値	—	—	—	—	—	—
達成度		%	—	—	—	—	—	—	
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 — 年度	2年度	3年度	中間目標 — 年度	目標最終年度 — 年度	
		成果実績	—	—	—	—	—	—	
		目標値	—	—	—	—	—	—	
	達成度	%	—	—	—	—	—	—	
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係									
2020									
—									

事業所管部局による点検・改善

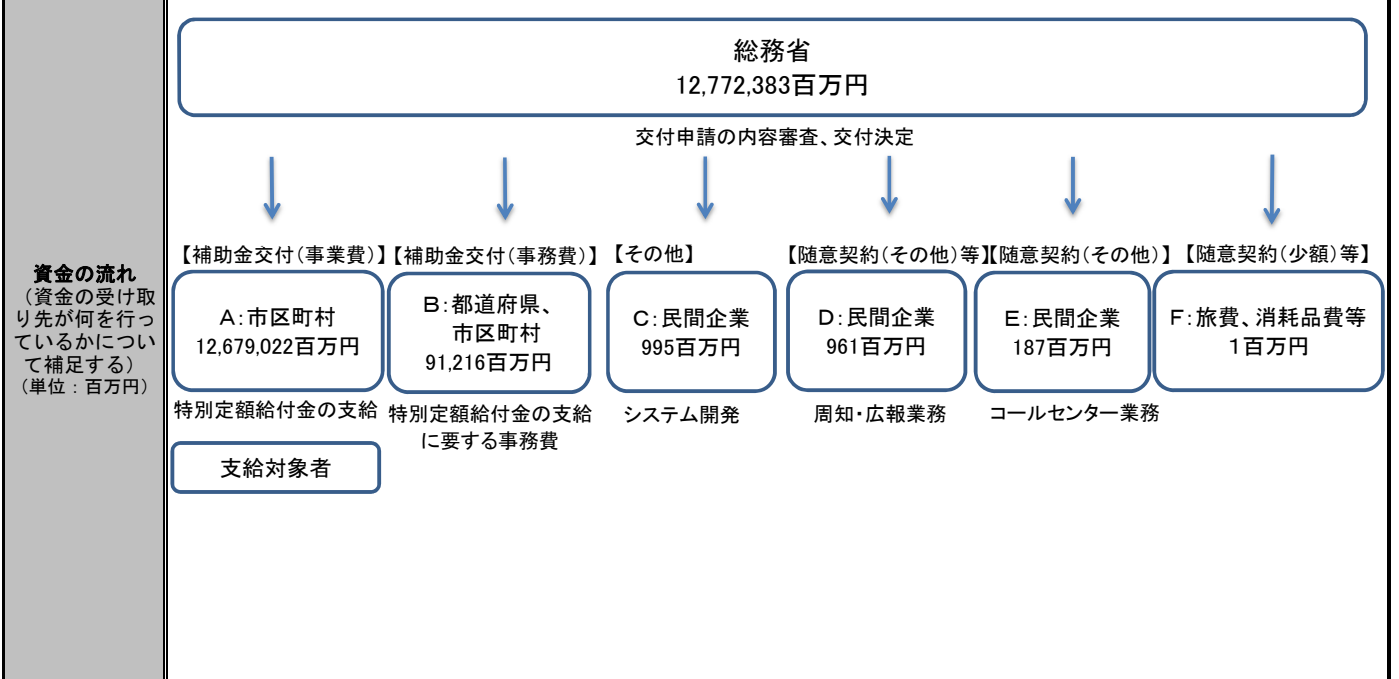
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)に基づき、簡素な仕組みで迅速かつ確に家計への支援を行うことを目的とした事業である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)に基づき、簡素な仕組みで迅速かつ確に家計への支援を行うため、国が実施すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)に基づき実施される事業であって、簡素な仕組みで迅速かつ確に家計への支援を行うために必要であり、適切な事業であるとともに優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	コールセンター業務及び周知広報業務につき、速やかに業務を開始する必要があったことから、複数社に照会のうえ対応可能であった社と緊急的に随意契約を締結したものであり、支出先の選定は妥当であった。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	特別定額給付金給付事業に伴う都道府県及び市区町村の実施事務に必要な経費については、特別定額給付金給付事務費補助金交付要綱で示した内容に沿って適切に執行されている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業は、特別定額給付金の支給に要する事業費及び事務費を補助するものであり、交付要綱上で対象費目を設定する等、費目・用途は事業目的に即し、真に必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-	

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	-					
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)に基づき、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的とし、全1741市区町村において特別定額給付金給付事業が実施され、各市区町村における給付予定金額の合計の99.7%、給付対象世帯数の99.4%に対し給付を行うことができた。					
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-					
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管府省名</th> <th>事業番号</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	所管府省名	事業番号	事業名				-
所管府省名	事業番号	事業名						
点検・改善結果	点検結果	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)に基づき、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うという目的に沿って、令和2年度内に適切に執行された。						
	改善の方向性	遅滞なく交付決定等を行い、また、コールセンターを設けるなど、適宜適切な対応を講ずることに努めた。						
外部有識者の所見								
行政事業レビュー推進チームの所見								
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況								
備考								

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	—			
平成23年度	—			
平成24年度	—			
平成25年度	—			
平成26年度	—			
平成27年度	—			
平成28年度	—			
平成29年度	—			
平成30年度	—			
令和元年度				
令和2年度				

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.横浜市			B.横浜市		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	特別定額給付金給付事業費補助金	特別定額給付金給付事業費補助金	376,642	特別定額給付金給付事務費補助金	特別定額給付金給付事務費補助金	5,485
	計		376,642	計		5,485
	C.株式会社エヌ・ティ・ティ・データ			D.株式会社電通		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	雑役務費	特別定額給付金のオンライン申請受付に関するシステムの整備・運用	950	雑役務費	特別定額給付金に係る周知・広報業務	960
	計		950	計		960
E.富士ソフトサービスビューロ株式会社			F.水戸事務用品株式会社			
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
雑役務費	特別定額給付金コールセンター業務	187	物品購入費	物品購入	0.3	
			物品購入費	物品購入	0.3	
計		187	計		0.6	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	横浜市	3000020141003	特別定額給付金給付事業費補助金	376,642	補助金等交付	-	--	
2	大阪市	6000020271004	特別定額給付金給付事業費補助金	273,835	補助金等交付	-	--	
3	名古屋市	3000020231002	特別定額給付金給付事業費補助金	230,362	補助金等交付	-	--	
4	札幌市	9000020011002	特別定額給付金給付事業費補助金	195,680	補助金等交付	-	--	
5	福岡市	3000020401307	特別定額給付金給付事業費補助金	155,580	補助金等交付	-	--	
6	川崎市	7000020141305	特別定額給付金給付事業費補助金	153,542	補助金等交付	-	--	
7	神戸市	9000020281000	特別定額給付金給付事業費補助金	152,581	補助金等交付	-	--	
8	京都市	2000020261009	特別定額給付金給付事業費補助金	140,181	補助金等交付	-	--	
9	さいたま市	2000020111007	特別定額給付金給付事業費補助金	131,664	補助金等交付	-	--	
10	広島市	9000020341002	特別定額給付金給付事業費補助金	119,264	補助金等交付	-	--	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	横浜市	3000020141003	特別定額給付金給付事務費補助金	5,485	補助金等交付	-	-	
2	大阪市	6000020271004	特別定額給付金給付事務費補助金	2,869	補助金等交付	-	-	
3	名古屋市	3000020231002	特別定額給付金給付事務費補助金	2,006	補助金等交付	-	-	
4	札幌市	9000020011002	特別定額給付金給付事務費補助金	1,529	補助金等交付	-	-	
5	さいたま市	2000020111007	特別定額給付金給付事務費補助金	1,506	補助金等交付	-	-	
6	川崎市	7000020141305	特別定額給付金給付事務費補助金	1,467	補助金等交付	-	-	
7	千葉市	6000020121002	特別定額給付金給付事務費補助金	1,441	補助金等交付	-	-	
8	京都市	2000020261009	特別定額給付金給付事務費補助金	1,334	補助金等交付	-	-	
9	神戸市	9000020281000	特別定額給付金給付事務費補助金	1,149	補助金等交付	-	-	
10	北九州市	8000020401005	特別定額給付金給付事務費補助金	1,109	補助金等交付	-	-	

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	9010601021385	特別定額給付金のオンライン申請受付に関するシステムの整備・運用 ※「マイナポータルを活用したサービス検索・電子申請機能等の提供」に係る契約の変更契約により対応	950	その他	-	-	
2	富士ソフトサービスビューロ株式会社	1010601027646	特別定額給付金のオンライン申請受付に関するシステムの運用 ※「マイナンバーコールセンターの設置運営業務」に係る契約の変更契約により対応	45	その他	-	-	

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社電通	5010401143788	特別定額給付金に係る周知・広報業務	960	随意契約 (その他)	-	-	
2	株式会社イー・シー・インターナショナル	7011001106209	特別定額給付金申請書の見本の多言語翻訳業務	1	随意契約 (少額)	-	-	

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	富士ソフトサービスビューロ株式会社	1010601027646	特別定額給付金コールセンター業務	187	随意契約 (その他)	-	-	

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	水戸事務用品株式会社	4010001030396	物品購入	0.3	随意契約 (少額)	-	-	
2	職員A	-	職員旅費	0.1	その他	-	-	
3	職員B	-	職員旅費	0.1	その他	-	-	
4	職員C	-	職員旅費	0.1	その他	-	-	
5	職員D	-	職員旅費	0.1	その他	-	-	
6	職員E	-	職員旅費	0.1	その他	-	-	
7	職員F	-	職員旅費	0.1	その他	-	-	
8	職員G	-	職員旅費	0.1	その他	-	-	
9	株式会社紀伊國屋書店	4011101005131	物品購入	0.1	随意契約 (少額)	-	-	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1	-	-	-	-	-	-	-	-	

特別定額給付金事業の概要

1. 施策の目的

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、(中略)人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。

2. 事業費（令和2年度補正予算（第1号）案計上額）

12兆8,802億93百万円

・ 給付事業費	12兆7,344億14百万円
・ 事務費	1,458億79百万円

3. 事業の実施主体と経費負担

- ・ 実施主体は市区町村
- ・ 実施に要する経費（給付事業費及び事務費）については、国が補助（補助率10/10）

4. 給付対象者及び受給権者

- ・ 給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者
- ・ 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

5. 給付額

給付対象者1人につき10万円

6. 給付金の申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の①及び②を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。

（※）なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認める。その際、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染拡大防止策の徹底を図る。

① 郵送申請方式

- ・ 市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送

② オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

- ・ マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

7. 受付及び給付開始日

- ・ 市区町村において決定（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速な支給開始を目指すことを願います）
- ・ 「①郵送申請方式」「②オンライン申請方式」それぞれに受付開始日を設定可能
- ・ 申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内

特別定額給付金事業の概要

1. 施策の目的

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、（中略）人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。

2. 事業費（令和2年度補正予算（第1号）案計上額）

12兆8,802億93百万円

・ 給付事業費	12兆7,344億14百万円
・ 事務費	1,458億79百万円

3. 事業の実施主体と経費負担

- ・ 実施主体は市区町村
- ・ 実施に要する経費（給付事業費及び事務費）については、国が補助（補助率10/10）

4. 給付対象者及び受給権者

- ・ 給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者
- ・ 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

5. 給付額

給付対象者1人につき10万円

6. 給付金の申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の①及び②を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。

（※）なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認める。その際、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染拡大防止策の徹底を図る。

① 郵送申請方式

- ・ 市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送

② オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

- ・ マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

7. 受付及び給付開始日

- ・ 市区町村において決定（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速な支給開始を目指すことを願います）
- ・ 「①郵送申請方式」「②オンライン申請方式」それぞれに受付開始日を設定可能
- ・ 申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

(抄)

令和2年4月20日閣議決定

第2章 取り組む施策

Ⅱ. 雇用の維持と事業の継続

4. 生活に困っている人々への支援

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うこととし、一律に、一人当たり10万円の給付を行う。また、マイナンバーカードを活用した受付システムの整備も行う。さらに、子育て世帯に関しては、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。これらの給付金について、所得税及び個人住民税を非課税とする措置等を講ずる。

感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。

また、収入の減少により生活に困窮されている方に対する緊急小口資金等の特例を継続的に実施する観点から必要な予算を確保する。

- ・ 全国すべての人々への新たな給付金（特別定額給付金（仮称））（総務省）

特別定額給付金の給付状況について (最終とりまとめ)

※ すべての市区町村で事業が終了した令和2年度末（令和3年3月31日）時点の状況について、各市区町村からの報告をまとめたもの

○給付金額の合計 約12.67兆円

＜ 各市区町村における給付予定金額の合計 [約12.71兆円] の 99.7% ＞

※給付予定金額は、申請がなされなかったものも含め、各市区町村における給付対象者すべてに特別定額給付金を給付した場合の金額

（参考）国予算額 [約12.73兆円] に対する率：99.5%

※国予算額と給付額の差額については、国において不用額として処理される。

○給付世帯数 約5,915万世帯

＜ 各市区町村における給付対象世帯数の合計 [約5,949万世帯] の 99.4% ＞

（参考）令和2年1月1日現在住民基本台帳上の総世帯数 [約5,907万世帯] に対する率：100.1%

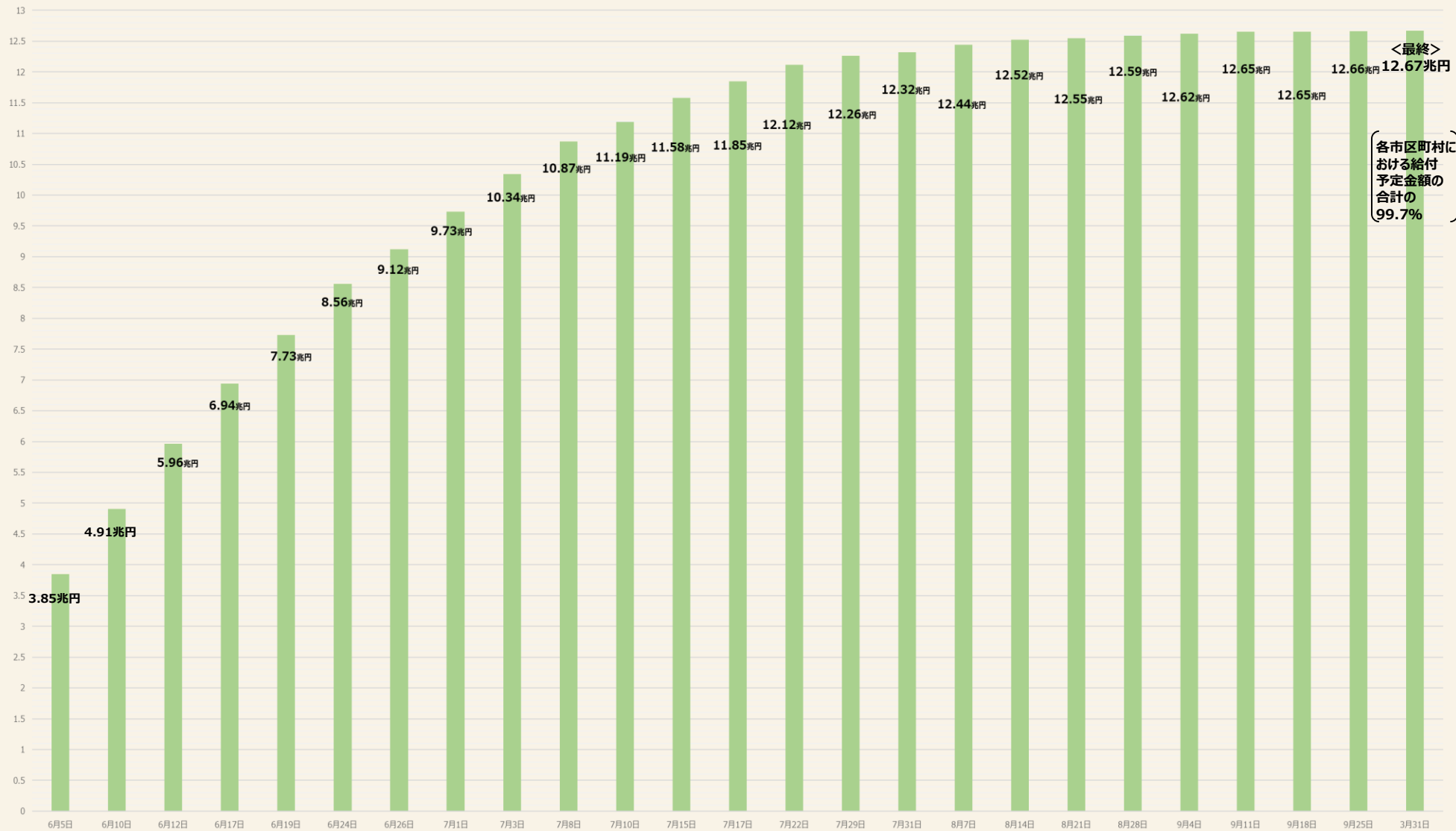
【参考：9月25日時点の給付状況(最後の定例調査)】

- ・ 給付済み金額の合計 約12.66兆円
- ・ 給付済み世帯数 約5,910万世帯

特別定額給付金の給付状況（給付額の推移）

（令和3年3月31日時点）

（兆円）



各市区町村における給付
予定金額の
合計の
99.7%

特別定額給付金の給付状況①

(令和2年9月28日17時時点での把握分)

	5月27日 (水) までの給付状況	5月29日 (金) までの給付状況	6月3日 (水) までの給付状況	6月5日 (金) までの給付状況	6月10日 (水) までの給付状況	6月12日 (金) までの給付状況	6月17日 (水) までの給付状況	6月19日 (金) までの給付状況	6月24日 (水) までの給付状況	6月26日 (金) までの給付状況	7月1日 (水) までの給付状況	7月3日 (金) までの給付状況	7月8日 (水) までの給付状況	7月10日 (金) までの給付状況
給付額	1.34兆円	2.10兆円 (+0.76兆円)	2.96兆円 (+0.86兆円)	3.85兆円 (+0.89兆円)	4.91兆円 (+1.06兆円)	5.96兆円 (+1.05兆円)	6.94兆円 (+0.98兆円)	7.73兆円 (+0.79兆円)	8.56兆円 (+0.83兆円)	9.12兆円 (+0.56兆円)	9.73兆円 (+0.61兆円)	10.34兆円 (+0.61兆円)	10.87兆円 (+0.53兆円)	11.19兆円 (+0.32兆円)
給付率 (給付額/ 国予算額)	10.5%	16.5% (+6.0ポイント)	23.3% (+6.8ポイント)	30.2% (+6.9ポイント)	38.5% (+8.3ポイント)	46.8% (+8.3ポイント)	54.5% (+7.7ポイント)	60.7% (+6.2ポイント)	67.2% (+6.5ポイント)	71.6% (+4.4ポイント)	76.4% (+4.8ポイント)	81.2% (+4.8ポイント)	85.4% (+4.2ポイント)	87.8% (+2.4ポイント)
給付世帯	552万世帯	874万世帯 (+322万世帯)	1,250万世帯 (+376万世帯)	1,636万世帯 (+386万世帯)	2,101万世帯 (+465万世帯)	2,559万世帯 (+458万世帯)	3,016万世帯 (+457万世帯)	3,390万世帯 (+374万世帯)	3,789万世帯 (+399万世帯)	4,063万世帯 (+274万世帯)	4,354万世帯 (+291万世帯)	4,651万世帯 (+297万世帯)	4,914万世帯 (+263万世帯)	5,072万世帯 (+158万世帯)
給付率 (給付世帯/ 総世帯数)	9.4%	14.9% (+5.5ポイント)	21.4% (+6.5ポイント)	28.0% (+6.6ポイント)	35.9% (+7.9ポイント)	43.7% (+7.8ポイント)	51.5% (+7.8ポイント)	57.9% (+6.4ポイント)	64.7% (+6.8ポイント)	69.4% (+4.7ポイント)	74.4% (+5.0ポイント)	79.5% (+5.1ポイント)	84.0% (+4.5ポイント)	86.7% (+2.7ポイント)

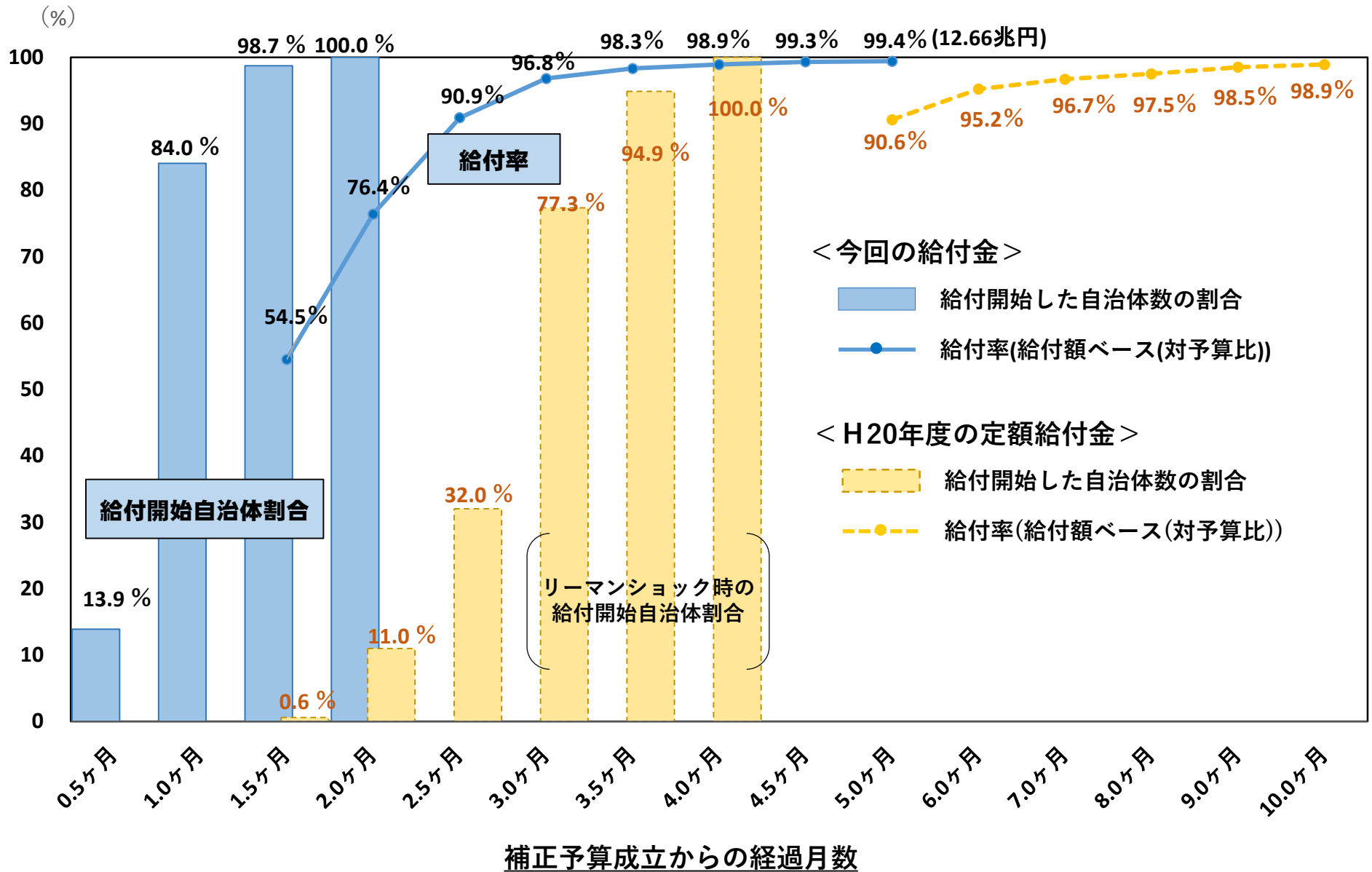
	7月15日 (水) までの給付状況	7月17日 (金) までの給付状況	7月22日 (水) までの給付状況	7月29日 (水) までの給付状況	7月31日 (金) までの給付状況	8月7日 (金) までの給付状況	8月14日 (金) までの給付状況	8月21日 (金) までの給付状況	8月28日 (金) までの給付状況	9月4日 (金) までの給付状況	9月11日 (金) までの給付状況	9月18日 (金) までの給付状況	9月25日 (金) までの給付状況	
給付額	11.58兆円 (+0.39兆円)	11.85兆円 (+0.27兆円)	12.12兆円 (+0.27兆円)	12.26兆円 (+0.14兆円)	12.32兆円 (+0.06兆円)	12.44兆円 (+0.12兆円)	12.52兆円 (+0.08兆円)	12.55兆円 (+0.03兆円)	12.59兆円 (+0.04兆円)	12.62兆円 (+0.03兆円)	12.65兆円 (+0.03兆円)	12.65兆円 (+0.00兆円)	12.66兆円 (+0.01兆円)	【参考】 国予算額
給付率 (給付額/ 国予算額)	90.9% (+3.1ポイント)	93.0% (+2.1ポイント)	95.2% (+2.2ポイント)	96.3% (+1.1ポイント)	96.8% (+0.5ポイント)	97.7% (+0.9ポイント)	98.3% (+0.6ポイント)	98.5% (+0.2ポイント)	98.9% (+0.4ポイント)	99.1% (+0.2ポイント)	99.3% (+0.2ポイント)	99.4% (+0.1ポイント)	99.4% (+0.0ポイント)	12.73兆円
給付世帯	5,272万世帯 (+200万世帯)	5,412万世帯 (+140万世帯)	5,560万世帯 (+148万世帯)	5,643万世帯 (+83万世帯)	5,678万世帯 (+35万世帯)	5,736万世帯 (+58万世帯)	5,796万世帯 (+60万世帯)	5,826万世帯 (+30万世帯)	5,858万世帯 (+32万世帯)	5,877万世帯 (+19万世帯)	5,898万世帯 (+21万世帯)	5,905万世帯 (+7万世帯)	5,910万世帯 (+5万世帯)	【参考】 総世帯数 (R2.1.1住基)
給付率 (給付世帯/ 総世帯数)	90.1% (+3.4ポイント)	92.5% (+2.4ポイント)	95.0% (+2.5ポイント)	96.4% (+1.4ポイント)	97.0% (+0.6ポイント)	97.1% (注1)	98.1% (+1.0ポイント)	98.6% (+0.5ポイント)	99.2% (+0.6ポイント)	99.5% (+0.3ポイント)	99.8% (+0.3ポイント)	99.96% (+0.16ポイント)	100.05% (+0.09ポイント)	5,907万世帯 (注2) ※H31.1.1住基の 総世帯数は 5,853万世帯

※着色は公表(予定)数値

(注1) 8月7日時点から、令和2年1月1日現在の住民基本台帳の総世帯数(8月5日公表)に基づき算出。7月31日分までは平成31年1月1日時点の住民基本台帳の総世帯数を適用。

(注2) 実際の給付における給付対象世帯数は、新たな世帯の登録等により、総世帯数と必ずしも一致しない。なお、各市区町村から報告のあった給付対象世帯数の全国計は約5,946万世帯(9月25日時点)。

特別定額給付金の給付開始と支給率の推移

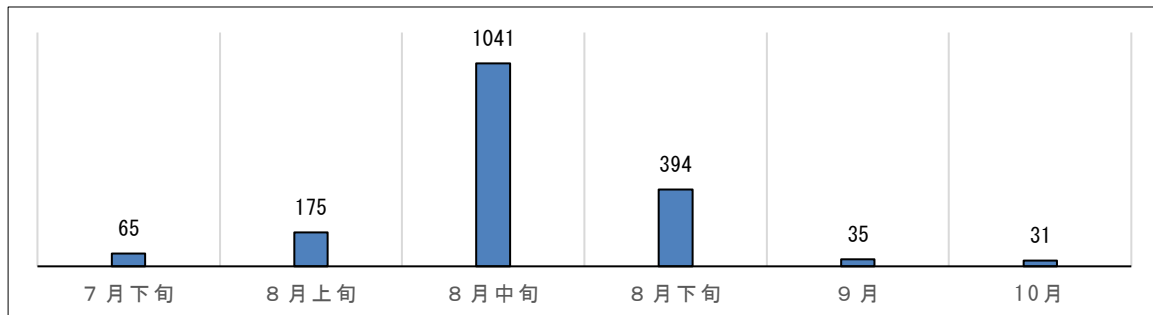


特別定額給付金の申請受付終了日について

※ 各市区町村からの10月1日10時時点での報告によるもの

○ 申請受付終了時期について

- ・ 7月下旬に終了した団体：65
- ・ 8月上旬に終了した団体：175
- ・ 8月中旬に終了した団体：1041
- ・ 8月下旬に終了した団体：394
- ・ 9月に終了する団体：35
- ・ 10月に終了する団体：31



※ 豪雨災害により特例的に期限の延長を行った団体は以下のとおり

- 8月21日：鹿児島県鹿屋市（1団体）
- 8月31日：山形県山形市、寒河江市、村山市、川西町、白鷹町、鹿児島県志布志市、伊佐市（7団体）
- 9月17日：熊本県上天草市、熊本県天草市（2団体）
- 9月30日：山形県米沢市、天童市、東根市、福岡県大牟田市、熊本県八代市、水俣市、五木村、あさぎり町（8団体）
- 10月6日：山形県河北町（1団体）
- 10月7日：熊本県相良村（1団体）
- 10月8日：熊本県錦町（1団体）
- 10月9日：長野県伊那市（1団体）
- 10月10日：岐阜県中津川市、恵那市（2団体）
- 10月11日：鹿児島県曾於市（1団体）
- 10月12日：山形県三川町、庄内町、岐阜県高山市、下呂市、熊本県人吉市、山江村、大分県日田市、鹿児島県薩摩川内市（8団体）
- 10月13日：山形県中山町、熊本県芦北町、大分県由布市（3団体）
- 10月14日：山形県酒田市、新庄市、大石田町、島根県江津市、熊本県津奈木町、多良木町、湯前町（7団体）
- 10月15日：山形県鶴岡市（1団体）
- 10月16日：熊本県水上村（1団体）
- 10月19日：大分県玖珠町（1団体）
- 10月20日：長野県阿南町（1団体）
- 10月21日：熊本県球磨村（1団体）
- 10月30日：長野県飯田市（1団体）

申請期限日別団体数のまとめ

(10月1日10時時点での各市区町村からの報告によるもの)

申請受付期限日	終了団体数	累計	申請受付期限日	終了団体数	累計
7月22日	2	2	9月1日	9	1684
7月27日	3	5	9月2日	1	1685
7月28日	1	6	9月3日	1	1686
7月29日	1	7	9月4日	1	1687
7月30日	3	10	9月7日	3	1690
7月31日	55	65	9月8日	2	1692
8月1日	2	67	9月10日	1	1693
8月2日	1	68	9月11日	2	1695
8月3日	4	72	9月15日	5	1700
8月6日	47	119	9月17日	2(2)	1702
8月7日	83	202	9月30日	8(8)	1710
8月8日	4	206	10月6日	1(1)	1711
8月9日	1	207	10月7日	1(1)	1712
8月10日	33	240	10月8日	1(1)	1713
8月11日	206	446	10月9日	1(1)	1714
8月12日	92	538	10月10日	2(2)	1716
8月13日	57	595	10月11日	1(1)	1717
8月14日	121	716	10月12日	8(8)	1725
8月15日	19	735	10月13日	3(3)	1728
8月16日	1	736	10月14日	7(7)	1735
8月17日	198	934	10月15日	1(1)	1736
8月18日	145	1079	10月16日	1(1)	1737
8月19日	83	1162	10月19日	1(1)	1738
8月20日	119	1281	10月20日	1(1)	1739
8月21日	49(1)	1330	10月21日	1(1)	1740
8月22日	4	1334	10月30日	1(1)	1741
8月24日	78	1412			
8月25日	85	1497			
8月26日	22	1519			
8月27日	14	1533			
8月28日	17	1550			
8月31日	125(7)	1675			

※網掛けしている団体は全て豪雨災害により特例的に期限の延長を行った団体

※括弧内は豪雨災害により特例的に期限の延長を行った団体の数

事務連絡
令和2年4月20日

各都道府県特別定額給付金担当部長 } 殿
各指定都市特別定額給付金担当局長 }

総務省自治行政局地域政策課
特別定額給付金室長

特別定額給付金（仮称）給付事務費等の取扱いについて

標記の件につきましては、「特別定額給付金(仮称)給付事業の実施について（総行政第67号（令和2年4月20日））」を通知し、早期の給付開始の実現に御協力いただくことをお願いしたところではありますが、今般、別紙「自治体規模別事務費目安額」を定めましたので、今後の予算手続き及び給付事務準備を進めていく上での参考としていただき、できる限り早期に関係補正予算に関する手続きを進めていただくようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

なお、別紙の目安額につきましては、標準的な目安であり上限を設けるものではありませんが、各自治体における試算と大幅な乖離が見込まれる場合は、速やかに当職に相談されるようお願いいたします。

(担当)

総務省自治行政局地域政策課

特別定額給付金室

福光・藤川・柏瀬

電話：03-5253-5233

E-mail：m.fujikawa@soumu.go.jp

r.kashiwase@soumu.go.jp

(別紙)

○自治体規模別事務費目安額

世帯数	交付目安額
1,500,000世帯以上	約3,300,000千円前後
1,000,000世帯～	約1,900,000～2,800,000千円前後
500,000世帯～	約960,000～1,500,000千円前後
400,000世帯～	約860,000～920,000千円前後
300,000世帯～	約570,000～750,000千円前後
200,000世帯～	約390,000～570,000千円前後
100,000世帯～	約190,000～380,000千円前後
50,000世帯～	約100,000～190,000千円前後
40,000世帯～	約84,000～100,000千円前後
30,000世帯～	約65,000～84,000千円前後
20,000世帯～	約46,000～65,000千円前後
10,000世帯～	約28,000～46,000千円前後
5,000世帯～	約18,000～28,000千円前後
3,000世帯～	約14,000～18,000千円前後
1,000世帯～	約11,000～14,000千円前後
500世帯～	約10,000～11,000千円前後
499世帯以下	約9,400～10,000千円前後

注)上記の金額は、あくまで標準的な目安であり、事務費の上限を設けるものではなく、また、目安額を下回る額を排除するものではない。

(参考)

上記目安額は、以下の考えに基づき試算をしているところである。

$$\underline{9,241\text{千円(全自治体共通)} + \text{世帯数} \times 1,871\text{円(世帯数に比例する経費)} = \text{目安額}}$$

特別定額給付金給付事務費補助金交付要綱（抄）

（交付の対象）

第3条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業に伴う地方公共団体の実施事務に必要なものとして別紙に定める経費について、補助金（補助率：10分の10）を交付する。

【別 紙】

特別定額給付金給付事務費補助金対象経費

市町村（特別区を含む）分

特別定額給付金給付事務のために必要な、職員手当等（時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当）、共済費（賃金及び報酬に係る社会保険料）、賃金、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料及び手数料（口座振込手数料に限る）等）、委託料、使用料、賃借料、借入金利息及びその他大臣が定める経費

都道府県分

特別定額給付金給付事務のために必要な、職員手当等（時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当）、共済費（賃金及び報酬に係る社会保険料）、賃金、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料、賃借料及びその他大臣が定める経費

※ 特別定額給付金給付に要する事務経費については、特別定額給付金給付事務費補助金の交付決定前に執行した経費であっても、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）を受けて開始された特別定額給付金給付の事務に係るものであれば、特別定額給付金給付事務費補助金の対象として差し支えない。

公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができることとするとともに、特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できることとする。

1. 公的給付支給等口座の登録

預貯金者は、公的給付の支給を受けることができる一の預貯金口座を、以下いずれかの方法により内閣総理大臣に申請し、マイナンバーとともに登録を受ける。

①マイナポータルからオンライン申請、②預貯金者の同意により、行政機関が取得又は保有する口座情報の提供、③金融機関における登録申請

2. 行政機関等への口座情報の提供

行政機関の長等は、公的給付の支給等に必要があるとき、内閣総理大臣に対し、登録された口座情報の提供を求めることができる。

3. 特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施のための仕組み

(1) 特定公的給付

内閣総理大臣は、

国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの 又は
経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるもの、 を特定公的給付として指定する。

(2) マイナンバーを利用した管理

行政機関等の長は、特定公的給付の支給に係る情報について、マイナンバーを利用し管理することができる。

施行日：公布日から2年以内（特定公的給付に係る規定は公布日、金融機関における申請は公布日から3年以内）

第三章 特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施に必要な措置

(特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理)

第十条 行政機関の長等は、特定公的給付(個別の法律の規定によらない公的給付のうち、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの又は経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものとして内閣総理大臣が指定するものをいう。)の支給を実施しようとするときは、支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理することができる。

(資料の提出その他の協力)

第十一条 行政機関の長等は、前条に規定する情報の管理に関する事務のために必要があると認めるときは、他の行政機関の長等に対して、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。この場合において、当該求めを受けた者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

制度概要

「マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント（1人当たり最大2万円相当）を付与する。」（「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定））

●対象者とポイント付与数・申込期間・対象となるカード申請期限等：

マイナポイント第2弾 対象者	ポイント付与数	付与方式	予算上の積算人数	ポイントの 申込期間	ポイントの対象となる カード申請期限
①カード新規取得者等 ※マイナンバーカードの既取得者のうち、 マイナポイント第1弾の未申込者を含む。	最大5,000円相当	プレミアム方式、 ポイント付与25% ※20,000円のチャージ又はお買い物に 対し、最大5,000円相当のポイント付与	6,950万人分	令和4年1月 ～令和5年2月末	令和4年9月末
②健康保険証利用申込 ※既登録者及び利用申込みを行った者を含む。	各7,500円相当	直接付与方式	各9,500万人分	令和4年6月頃 ～令和5年2月末	
③公金受取口座登録					
(参考) マイナポイント第1弾 カード取得者	最大5,000円相当	プレミアム方式、 ポイント付与25%	(申込者数 約2,532万人)	令和2年9月 ～令和3年12月末	令和3年4月末

●イメージ：

①マイナンバーカード



- ・住民誰もが無料で取得できる公的な顔写真付き本人確認書類であると同時に、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツール

取得

最大5,000円相当

②健康保険証利用



- ・過去の薬剤情報や特定健診結果を医師等に共有することで、より良い医療を受けられるようになる
- ・高額療養費制度の限度額を超える支払が不要
- ・マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単に

申込

7,500円相当

③公金受取口座



- ・預貯金口座を予め登録しておくことで緊急時の給付金や児童手当などの公的給付等の迅速かつ確実な支給が受けられるようになる
- ※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年5月公布）

登録

7,500円相当



最大20,000円分を
お好きなキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与

マイナポイントにより、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起し、さらに健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図る

外部有識者の所見(案)

1. 本事業のアウトカムとして「迅速に、できるだけ同時期に全対象者へ給付金が給付される」、「一致団結して感染拡大防止の行動をとるべきとの理解が国民の間で共有される」などが考えられる。目標設定が難しいためレビューシートへの記載法には課題があるが、何らかの方法でアウトカムとアウトカム指標、事後的なエビデンスの収集法等を示すことが望まれる。特に給付が迅速に時期のバラツキなく実施されたかどうかは、国民が感染拡大防止の強い意識を共有するためのメッセージとしての効果にも影響すると考えられるため、2009年の定額給付金給付事業との比較などにより、検証すべきと思われる。
2. 今後大規模災害などで類似の事業が必要になることも考えられ、本事業の経験を生かすことは重要である。経験を生かすために、ノウハウが継承されるための取組が必要となる。マイナンバーの普及、公的給付支給等口座の登録の進展、自治体情報システム標準化・共通化事業などにより給付等に係る事務執行法が大きく変わるため、どのような経験が生かせるかを吟味する必要がある。